

令和7年度熊本県防災センター展示・学習室イベント関連業務 委託基本仕様書

1 委託業務名

令和7年度熊本県防災センター展示・学習室イベント関連業務

2 委託期間

本業務の契約期間は、契約締結日から令和8年（2026年）3月19日（木）までとする。

3 業務の目的

防災イベントの開催等により、自助・共助による備えの普及啓発を行うとともに、平成28年熊本地震や令和2年7月豪雨等過去の自然災害による被害状況、災害のメカニズム、防災の取組等について学ぶ防災学習拠点である展示・学習室の利用促進を行い、もって県民の防災意識向上を図ることを目的とする。

4 留意事項

本業務の実施に当たっては、本仕様書及び関係法令を遵守するとともに、委託者である熊本県と受託者が十分協議を行うものとし、受託者は、業務の進捗状況を随時県に報告し、適宜指示を受けるものとする。

また、業務に関する疑義が生じた場合は、適宜県と協議の上、県の指示に従い業務を遂行するものとする。

5 業務内容

防災への意識向上を図るイベント開催等に係る業務を行う。

(1) 企画立案

本業務の実施目的や本県の施策を十分に理解し、対象者に合わせたイベント等を企画する。各イベントの開催日や詳細な内容は協議のうえ決定する。

NO.	イベント名（仮称） 及び対象	回数、開催時期	内容等
1	子ども向け防災イベント 「親子で学べる防災体験デー」 主な対象：小学校中高学年 ・中学生	回数：3回以上 児童・生徒の夏季休暇 期間中（8月）に2回。 残り1回の実施日程は 提案による。	災害への備えを主なテーマとした防災 体験イベントを実施。 定員：50名/回程度（事前申込） 時間：2時間程度 会場：防災センター
2	外国人向け防災イベント 主な対象：熊本県内の外国 籍の方	回数：2回以上 実施日程は提案による。	災害への備えを主なテーマとした防災 体験イベントを実施。 定員：20～30名/回程度（事前申込） 時間：2時間程度 会場：防災センター
3	女性視点の防災イベント 主な対象：一般の女性	回数：1回以上 実施日程は提案による。	女性が参加しやすく、防災に興味をもて るイベントを実施。 定員：20～30名/回程度（事前申込） 時間：2時間程度 会場：防災センター

4	一般向けの啓発企画 主な対象：防災への関心が薄 いと思われる年齢層等	通年 回数・実施日程は提案 による。	展示学習室の集客・認知度向上に繋がる ような内容とすること。
---	--	--------------------------	-----------------------------------

※ 企画提案にあたっての留意事項

(ア) 共通事項

- ・参加者に費用負担は求めない。
- ・イベントは、講座・ワークショップ・意見交換会等で構成すること。
- ・熊本の過去の災害について視覚的に分かりやすいように工夫すること。
- ・防災センターの会場は、防災センター1階会議室（収容人数90名程度）及び展示・学習室とし、付属の設備（机・椅子、電源等）の使用は可能とする。
- ・展示・学習室には、設備操作及び参加者への展示説明のため、イベント当日県よりスタッフ1名を配置する。
- ・参加者は県内各地から募集すること。

(イ) 外国人向けイベントについて

- ・ターゲットを明確にすること（例：外国籍の方を雇用している企業の在籍者等）。
- ・参加者の応募状況を勘案し、講座やワークショップで通訳や支援者を配置する等、参加者が理解しやすい環境を整えること。

(2) イベントの開催

上記イベントの準備、運営を行う。

- ・実施計画、工程表の作成
- ・当日スケジュール、会場レイアウト等の作成
- ・会場の設営（必要資機材の確保を含む）・撤去、看板、装飾、音響
- ・イベント中の司会進行、スケジュール管理、資機材等管理、受付、来場者の誘導等
- ・イベントで使用する展示品や体験用の物品、資機材等の選定、調達
- ・出演者・講師等を要する場合は手配、謝金及び交通費（委託費を含む）の支払い
- ・配付物の作成、印刷

(3) 広報活動の企画・実施

- ・イベントの実施について、参加者を確保するための効果的な方法を企画し、広報を行う。
- ・実施する広報活動、制作物は県と協議の上決定する。
- ・事前予約により実施する場合の申込の受付、取りまとめ、問い合わせへの対応を行う。

(4) イベントの取りまとめ業務

- ・イベントの実施内容や来場者数、その他実施状況を取りまとめた実績報告書（任意様式）を作成すること。

6 成果物

次のとおり提出すること。

(1) 提出物

- ・イベント実績報告書 1部
- ・イベント実施状況写真 1式
- ・広報活動及びイベントに用いた印刷物 1部
- ・上記の電子データ
- ・本業務内で購入又は制作した展示品、防災体験用の物品、資機材等 1式

- (2) 提出方法
電子データは、CD-ROM 等の記憶媒体に記録して提出する。印刷物については、イラストレータ等加工が可能な形式及び PDF データを提出すること。
- (3) 提出期限
令和 8 年（2026 年）3 月 19 日（木）
- (4) 納入場所
〒862-8570 熊本県知事公室危機管理防災課
（熊本県熊本市中央区水前寺 6 丁目 18-1 熊本県防災センター 2 階）
- (5) その他
 - ・受託者は、本業務が完了したときは、前項に示す成果物を業務完了報告書とともに提出し、県の検査を受けるものとする。
 - ・受託者は、県が指示し受託者が同意する場合は、履行期間途中においても成果物の部分引き渡しができるものとする。

7 著作権

- (1) 本業務の履行に伴い制作された成果物に関する全ての著作権は、県に帰属するものとする。
- (2) 受託者は、業務の実施にあたり第三者が権利を有する著作物（映像・写真・音楽等）を使用する場合、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続を行うものとする。
- (3) 受託者は、本業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら県の責に帰す場合を除き、自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

8 機密保持等

- (1) 受託者は、本業務を通じて知り得た個人情報の保護に努め、委託業務の用途以外に使用しないこと。
- (2) 受託者あるいは受託者から再委託を受けた者が、業務を処理するにあたっての個人情報の取扱いについては、別記 1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (3) 受託者あるいは受託者から再委託を受けた者が、業務を処理するにあたっての電子情報の取扱いについては、別記 2「電子情報に関する取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (4) 受託者は情報の漏洩若しくは目的外使用が認められ又はそのおそれがある場合には、これを速やかに県に報告するものとする。
- (5) 受託者の責任に起因する情報の漏えい等により損害が発生した場合は、それに伴う弁済等の措置は全て受託者が負担するものとする。
- (6) 受託者は、この項目について、本業務の契約期間の終了後においても同様のものとする。

9 業務計画書

- (1) 受託者は、契約締結後速やかに業務計画書を作成し、県に提出すること。
- (2) 業務計画書には、次の事項を記載すること。
 - ① 業務概要
 - ② 実施方針
 - ③ 業務工程・スケジュール
 - ④ 組織体制

10 再委託

受託者は、業務の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、県の文書による承諾を得たときは、この限りでない。

11 その他

本仕様書に明記されていない事項であっても、委託業務上、当然行わなければならない事項と認められるものについては、受託者において補足するものとする。